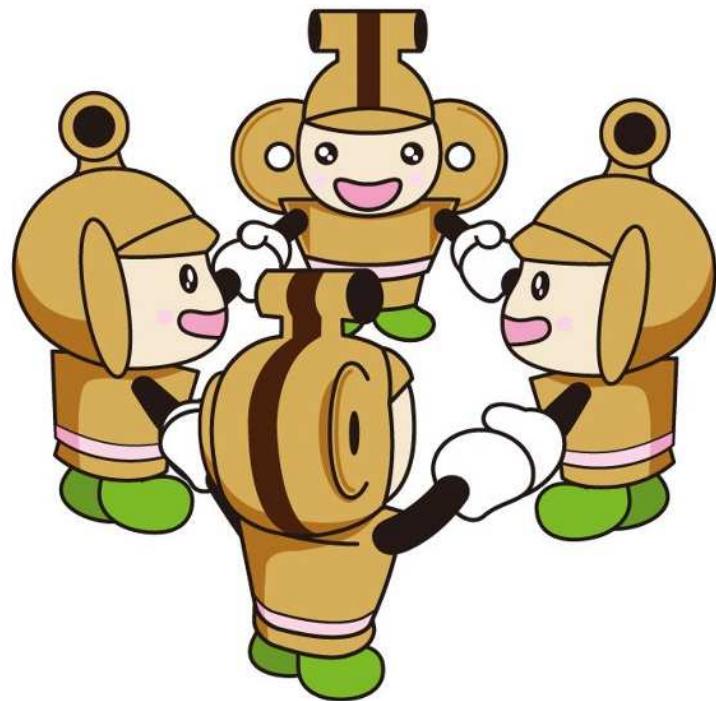


本庄市市民協働のまちづくり指針



本庄市マスコット
はにほん

令和3年3月

本 庄 市

目 次

1. 市民協働のまちづくり指針策定の目的	1
2. 協働が求められる背景・理由	2
3. 協働により期待される効果	3
4. 協働の原則	4
5. 協働の領域	5
6. 協働が考えられる分野	5
7. 各主体の役割	6
8. 協働を進めるうえでの方策	7
9. 協働のかたち	8
10. 協働事業の流れ	9
11. 本庄市の取組	10

1. 市民協働のまちづくり指針策定の目的

本庄市では、これまで市民、市民活動団体、地域コミュニティ団体、事業者が、地域課題を自ら解決しようとする公益的な活動を活発に行っており、まちづくりに大きな役割を果たしています。

こうした活動をより効果的なものにするため、協働の取組について基本的な考え方を明確にし、市民協働によるまちづくりを推進することを目的として、市民協働のまちづくり指針を策定します。

なお、この指針で使用する用語の意味は、次のとおりとします。

<市民協働の定義>

「市民協働」とは、行政が一元的に公共サービスを担うのではなく、市民、市民活動団体、地域コミュニティ団体、事業者と行政が共通の目的のために対等な立場で互いの役割と責任を分担し、補完、協力してまちづくりに取り組むことです。

<市民の定義>

市内に住み、働き、学び、若しくは市内で活動する人です。

<市民活動団体の定義>

NPO、ボランティア団体など、一定のテーマ・目的に沿って主体的かつ公益性を有する活動を行っている団体です。

<地域コミュニティ団体の定義>

地縁に基づき自主的に形成された自治会等の団体及び各地域で公益性を有する活動を行う団体です。

<事業者の定義>

市内において、営利活動、その他の活動を営む個人及び団体です。

2. 協働が求められる背景・理由

(1) 市民ニーズの多様化や社会情勢の変化

少子高齢化の進展や高度情報化社会の到来、生活様式の多様化など、私たちを取り巻く社会環境も大きく変化し、それに合わせて、市民のニーズも複雑化、多様化しており、行政の担う公共サービスの提供だけでは、市民のニーズや地域の抱える課題に対応していくことが難しくなってきています。

(2) 地方分権の進展

これまで、行政においては、公平・平等、画一的な行政サービスに重点が置かれてきましたが、地方分権が進み、地域の特性を活かしたまちづくりへの転換が進められています。このような中、地域の特色を活かした施策の展開や地域の課題解決のため、市民と行政が協力、連携、補完し合いながら共にまちづくりを進めることができます。

(3) 活力のある持続可能な地域社会の実現

多様化する地域課題に迅速かつ的確に対応するためには、S D G s（持続可能な開発目標）にもあるように、行政・市民・市民活動団体・地域コミュニティ団体・事業者などの地域社会の担い手が、様々な場面で協働し、それぞれが長所を發揮し、補い合い、責任を持って地域を支える取組を進めることにより、市民に必要なサービスを確保し、人々が快適で安心な暮らしを営んでいけるような、活力のある持続可能な地域社会の実現を図ることが求められています。

3. 協働により期待される効果

(1) 市民参加の促進

施策の企画・計画段階から市民が参画し、行政とともに同じ目的に向かって、対等の立場で、互いの役割と責任を分担し、補完・協力していくことで、地域の課題解決、まちづくりに向けた一層の市民参加の実現につながります。

(2) 市民主体のまちづくりの促進

まちづくりの主役である市民が、行政と協働し、新しい公共の担い手として、地域に必要な公共サービスを提供することで、市民の視点がまちづくりに具体的に反映され、市民のまちづくりへの参加意識が向上するとともに、市民の連携の輪が広がり、市民主体のまちづくりが推進されるものと期待されます。

(3) 多様なニーズに対するきめ細やかで柔軟なサービスの提供

行政課題が多様化、専門化し、地域性、即応性のあるサービスが求められる中、各分野で専門性や先駆性を持ち、市民ニーズの迅速な把握や柔軟な対応が可能な市民活動団体、地域コミュニティ団体、事業者と行政が協働することで、きめ細やかで柔軟なサービスの提供が可能になると考えられます。

(4) 行政の効率化

市民、市民活動団体、地域コミュニティ団体、事業者と行政が協働することで、高い相乗効果が生まれ、結果として限られた財源の中でもサービスが向上し、効率化が図られることが期待できます。また、協働を進める過程で、様々な提案や新たな課題の提起が見込まれ、行政のサービスとしてこれまで提供されていなかった新規事業の立ち上げや既存事業の見直しなど、行政改革の推進につながるものと考えられます。

4. 協働の原則

市民協働のまちづくりを進めるためには、次の原則を共通認識することが重要です。

① 目的共有

協働して取り組むことで課題を認識するとともに、達成しようとする目的・目標を共有することが必要です。

② 対等

一方が主導、他方が従属するような関係ではなく、互いの特性を活かした役割分担に応じて、対等のパートナーとして認識することが必要です。

③ 相互理解

対話や情報交換を通じて、互いの立場や特性を理解・尊重し、長所・短所を認識したうえで、相互理解に努め信頼関係を築くことが必要です。

④ 自主性・自立性尊重

互いの活動が自主的かつそれぞれの責任のもとで行われていることを理解し、依存することなく、主体性・自主性を尊重することが必要です。

⑤ 役割分担と責任の明確化

互いの特性が発揮できるように、果たすべき役割と責任を明確に分担することが必要です。

⑥ 情報の公開

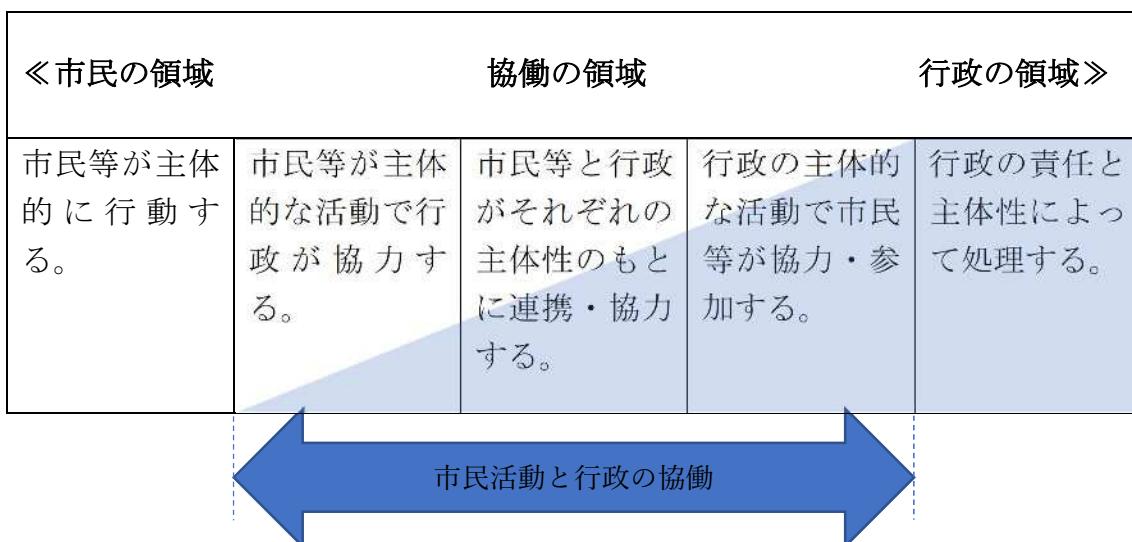
互いが情報を公開し共有するとともに、透明性を確保し、事業に参加しやすい環境をつくる必要があります。ただし、個人情報の取り扱いについては、個人情報保護の観点から慎重に扱う必要があります。

⑦ 評価・検証

協働で取り組んだ事業の成果と課題を評価・検証し、その結果を共有して次の取組に生かすことが必要です。

5. 協働の領域

市民等^{*}と行政は、それぞれ独自に事業を実施し活動する領域を持っています。協働に関しては、それぞれの事業実施・活動する領域が重なる部分に位置しており、その形態や事業内容によって、領域が変化します。それぞれの特性を活かして協働するためには、お互いの領域を認識しながら協働にふさわしい関わり方を考えていく必要があります。



*市民、市民活動団体、地域コミュニティ団体、事業者が該当となります。

6. 協働が考えられる分野

(1) 地域ごとにきめ細やかで柔軟な対応が必要なもの

- ・子育て支援、高齢者支援など

(2) 地域社会と密接な関係が必要なもの

- ・防犯、防災、ごみ減量化を含む環境問題など

(3) 専門性が高いサービスが求められるもの

- ・スポーツ、文化、芸術、国際交流、人権擁護など

(4) 合意形成が必要なもの

- ・各種計画の策定

(5) 多くの人々の参加が有効なもの

- ・祭りやイベント、清掃活動など

7. 各主体の役割

市民、市民活動団体、地域コミュニティ団体や事業者は、行政にとってまちづくりの重要なパートナーです。ここでは、各主体の役割について整理します。

○市民

積極的に地域活動、市民活動に参加するとともに、市民主体のまちづくりに向け、積極的に提言、行動することが大切です。

【事業例】各種審議会・ワークショップへの参加 など

○市民活動団体（NPO法人・ボランティア団体等）

専門性・先駆性・機動性を発揮し、主体的にまちづくり等に取り組むとともに、市民に活動参加のきっかけを広く提供することが望まれます。また、他団体とのネットワークづくりに努めるとともに、自らの活動を積極的に展開することも大切です。

【事業例】指定管理、スポーツ・レクリエーションの普及、障害者福祉交流啓発事業、各種福祉サービス など

○地域コミュニティ団体（自治会・子ども会・老人会等）

地域課題の解決に主体的に取り組むとともに、地域活動に市民の参加を促すことが大切です。

【事業例】防犯パトロール、地域清掃活動、地域見守り活動 など

○営利を目的とする事業者（株式会社・有限会社等）

地域社会の一員として、地域社会との連携を深めるとともに、専門的な知識や技術を地域に還元するなど、社会貢献活動を通じてまちづくりに積極的に寄与することが大切です。

【事業例】ふるさと納税の返礼品に関する協力、ロードサポート制度 など

○その他の事業者（社会福祉法人・学校法人等）

地域における公益的な取組を実施することが望されます。

【事業例】高齢者や障害者の支援事業 など

○行政

協働によるまちづくりの仕組みや支援体制を整備するとともに、市民のまちづくりへの参加を促し、協働意識の高揚に努めることが望まれます。また、必要に応じて外部の専門家から意見聴取を行う仕組みの構築も必要です。

8. 協働を進めるうえでの方策

協働を推進するためには、様々な取組を進めることが重要です。ここでは具体的な方策について整理します。

(1) 人材の育成

市民活動を活性化していくため、各主体は地域のリーダーや活動の担い手となる人材の育成に努めます。

(2) 情報の共有

協働を推進するため、各主体は市政や市民活動に関する情報を積極的に提供し、意見や要望の把握に努めるなど、情報の共有化を図ります。

(3) 市民参画制度の充実

市民の意見や提案を事業に反映させるため、行政は各種審議会への市民参画、パブリックコメントの実施、ワークショップの開催等を通じて市民参画の機会を設けるよう努めます。また、市民は積極的に参画することが望まれます。

(4) 市民活動の充実

市民活動を活性化していくため、行政は市民活動団体、地域コミュニティ団体、事業者に対して、的確な人的・財政的支援を行うとともに、活動拠点の活用を推進するなど、市民活動の充実に努めます。

(5) 協働の啓発

協働の基本的な事項を、市民と行政がともに理解し実践していくため、各主体はあらゆる機会を通じて協働事例のPRや啓発を行います。

9. 協働のかたち

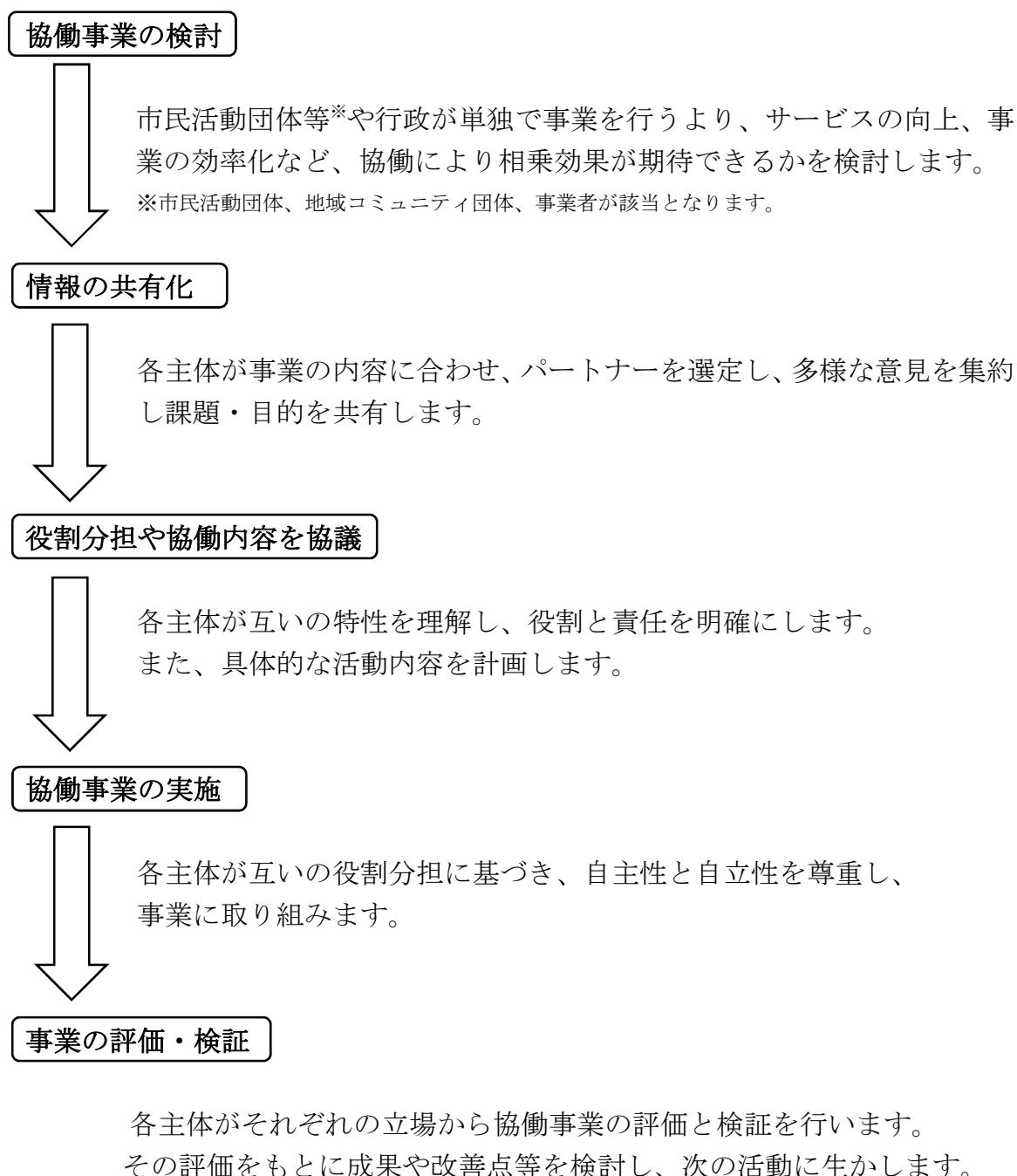
協働の実践にあたっては、目的や事業内容を考慮し、様々なかたちの中から最も効果的なものを選択し、実施することが重要です。ここでは協働のかたちについて整理します。

協働のかたち	内 容	効 果	事業例
補助金・助成金	公益性の高い事業に対して、財政的な支援を行う。	市民活動団体等※の活動の幅や可能性が広がる。	‣ 消防施設等整備事業 ‣ 社会を明るくする運動 ‣ 障害者福祉交流啓発事業 ‣ 観光振興チャレンジサポート事業 ‣ 集団資源回収事業 など
共催	それぞれが主催者となり、共同で事業を実施する。	それぞれの専門性を活かすことができるため、単独での開催に比べ内容の充実が図られる。	‣ アートセッション in 本庄 ‣ 食生活改善、食育関連の教室 ‣ 成人の祝い式典 ‣ こだま芸術文化の集い など
後援	公共性の高い事業に対し、他のパートナーがその趣旨に賛同し、開催の支援を行う。	事業の社会的信用が高まり、市民の理解を得ることができる。	‣ 街バル ‣ 雑誌スポンサー制度 など
政策・企画計画への参画	企画・計画段階から市民が参画し、様々な意見や提案を取り入れる。	多様なアイディア、意見を反映させることができ、積極的に市政に参画する意識が生まれる。	‣ まち・ひと・しごと創生ワークショップ ‣ 総合振興計画ワークショップ ‣ 本庄駅北口周辺整備に向けたワークショップ など
委託	事業をより効果的に実施するため、優れた特性を持つ市民活動団体等※に委ねる。 (経費削減のみを目的としたものを除く)	市民活動団体等※の持つ専門性や柔軟性が發揮されやすく、きめ細やかで多様なサービスが提供できる。	‣ 旧本庄商業銀行煉瓦倉庫管理運営 ‣ 放課後児童対策事業 など
事業協力・協定	それぞれの特性を活かし、目標や役割分担を取り決め、協力して事業を行う。	お互いの特性や得意分野を活かすことで、相乗効果が生まれる。	‣ 自治会・民生委員による見守り活動 ‣ 自治会によるごみ収集所の清掃管理 ‣ 図書館サービス事業「ブックスタート」「おはなし会」 ‣ 学校運営協議会・学校応援団 ‣ P T A など

※市民活動団体等とは、市民活動団体、地域コミュニティ団体、事業者が該当となります。

10. 協働事業の流れ

協働を進めるうえでは、目的の確認やパートナーの選定、役割分担の決定などの過程が大切となります。進め方には工夫が必要ですが、基本的な流れは次のようになります。



協働を進めるうえでは、取組の過程が重要になります。対話や情報交換を大切にして、目的や課題を共有し進めて行きましょう。

1 1. 本庄市の取組

本庄市では、市民、市民活動団体、地域コミュニティ団体や事業者との協働を推進していくため、以下の取組を進めていきます。

○市民提案型協働事業制度

市民活動団体等※が企画・立案するもので、行政と協働で事業を行うことにより、サービスの向上、事業の効率化につながる事業提案です。

※市民活動団体、地域コミュニティ団体、事業者が該当となります。

○行政提案型協働事業制度

行政がテーマ、計画等の事業概要を行政提案として示し、市民活動団体等※が具体的な協働事業の内容を企画・提案して行う協働事業です。

※市民活動団体、地域コミュニティ団体、事業者が該当となります。

○市民活動団体登録制度

市民活動団体の情報を収集し、登録することにより、市内で積極的に活動する団体を把握し、団体同士のネットワークの形成及び育成支援を図るとともに、市民の社会貢献活動への参加の機会を設けることにより、市民協働のまちづくりを推進する制度です。

○人材育成

地域のリーダーや活動の担い手となる人材育成のための講習会の開催など、活動に必要な知識を習得できる機会や場を設けていきます。

○推進体制の整備

研修などを通じて、協働に関する市職員の意識やスキルの向上、各種施策の協働型への転換など、具体的な取組を行うとともに、市民同士の情報交換や交流の場として市民活動交流センターを活用します。また、アドバイザーとして外部の専門家からの意見聴取を行う仕組みの構築に努めます。

○事業者の活動支援

事業者が地域社会の一員として、積極的に取り組む社会貢献活動を支援することにより、事業者の協働事業への参画を促進します。

本指針については、協働の取組を積み重ねる中で、市民の意見を反映しながら定期的に見直しを行っていきます。

本庄市市民協働のまちづくり指針

令和3年3月発行

発 行 本庄市市民生活部市民活動推進課

〒367-8501 本庄市本庄3-5-3

電 話 0495-25-1111 (代表)

F A X 0495-22-0602

e-mail katudou@city.honjo.lg.jp